

児童虐待通告について

- **児童虐待の早期発見の努力義務があります**

教育・保育施設等やその職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければなりません。（児童虐待防止法第5条第1項）

- **通告は義務です**

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければなりません。（児童虐待防止法第6条第1項）

通告・相談先

まずは電話でご連絡をお願いします。

- ◆ **大阪市児童虐待ホットライン（大阪市こども相談センター）**
0120-01-7285 【通話料無料・24時間365日対応】
児童虐待の通告・相談に対応する児童虐待専用電話です
または
- ◆ **保護者（こども）の居住地の区役所保健福祉センター（子育て支援室）**

※いずれに通告いただいても相互に連携し、適切な機関で対応します。

※保護者（こども）の居住地が大阪市外の場合は、
【児童相談所虐待対応ダイヤル 189】におかけください

通告と守秘義務等との関係

- **通告は守秘義務違反とはなりません**

大阪市こども相談センター（以下「こども相談センター」）や区役所保健福祉センター（子育て支援室）への児童虐待の通告は、守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはなりません。

（児童虐待防止法第6条第3項、個人情報の保護に関する法律第16条及び第23条 等）

- 通告については、児童虐待防止法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることはありません。
- 虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらうことなく、こどもの安全を最優先とし、早期対応の観点から通告をお願いします。

こども相談センター・区役所保健福祉センター（子育て支援室）について

● こども相談センター

大阪市の児童相談所として、こどもに関わる家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについて、総合的な調査、診断、判定等に基づき、必要な助言指導や施設入所等の援助を行います。大阪市における児童虐待の通告先であり、通告を受けて、調査や支援・指導等を行います。親子分離を含む一定の強制力のある権限を有しており、児童虐待に関わる機関の中でも中心的役割を果たす機関です。

● 区役所保健福祉センター（子育て支援室）

各区役所にある子育て支援室において、虐待対応担当者・保育士・家庭児童相談員のチームが、保健師や栄養士と連携しながら、こどもの心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など、こどもに関するさまざまな相談に応じるほか、各機関と連携し、専門機関の紹介や、地域での子育てに関する情報提供を行っています。大阪市における児童虐待の通告先であり、通告を受けて、調査や支援・指導等を行います。また、区要保護児童対策地域協議会の調整機関と位置付けています。